

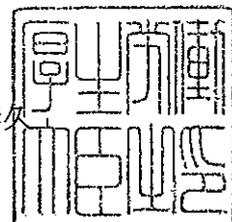
厚生労働省発能0217第1号

平成28年2月17日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一 長期養成課程の指導員養成訓練に、研究能力及び高度の専門性が求められる職業訓練に関し適切に指導することができる能力を培うことを目的とする職業能力開発研究学域を置き、職業能力開発研究学域に数個の専攻を置くものとする。 (第三十六条の六関係)

二 総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者であつて、長期養成課程の職業能力開発研究学域において職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者は、職業訓練指導員免許を取得できるものとする。 (第二十九条関係)

三 職業能力開発研究学域においては、必要に応じ、それぞれの訓練の教科ごとに適切な科目を追加するものとする。 (別表第八関係)

第二 施行期日

この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。